

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が、八戸港くん蒸上屋の利用に要する経費の一部を補助することにより、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ航路の更なる利用促進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金は、日本国内に事業所を有する荷主（船荷証券に記載されている輸出入者又は船荷証券に記載のない最終荷主等をいう。以下同じ。）が、補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）に八戸港くん蒸上屋を使用した場合に交付するものとする。

2 補助対象期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1室1回の使用につき5万円とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付申請額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で補助金額を決定し、交付するものとする。

(交付申請、実績報告及び補助金の請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、補助事業が完了したときは、令和8年1月5日から1月30日までに必要書類を添えて、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書兼実績報告書兼補助金請求書（別記第1号様式）、船荷証券等の写し、くん蒸上屋使用許可書の写し、くん蒸上屋実施記録表の写し
- (2) 貨物照会承諾書（別記第2号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定、補助金の額の確定及び交付)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する

日までに、書面により申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の審査)

第7条 会長は、第5条の交付決定及び補助金の額の確定における審査の過程において、提出された書類のみで補助要件等を満たしているか確認できない場合は、令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金に係る取扱貨物量の確認について（照会）（別記第4号様式）により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

(交付決定の取消し)

第8条 会長は、虚偽の申請若しくは不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 会長は、第1項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

(補助金等の返還)

第9条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 申請者は、補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

(帳簿の保存)

第12条 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(その他)

第13条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から実施する。

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金交付申請書兼実績報告書
兼補助金請求書

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金交付要領第4条の規定により、
補助金の交付申請及び請求をします。

1 2025年1月～12月八戸港くん蒸上屋利用実績

	輸出入	品目	利用日	くん蒸方法	使用室	回数	備考
1							
2							
3							
合 計							

2 補助金申請（請求）額

使用回数 回 × 50,000 円 = 円

3 振込先口座

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

※申請者と口座名義人が異なる場合には申請者の委任状を添付すること。

添付書類

- (1) 船荷証券等の写し、くん蒸上屋使用許可書の写し、くん蒸上屋実施記録表の写し
- (2) 貨物照会承諾書（別記第2号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

	担当者	発行責任者
社名		
担当部署		
担当者名		
電話番号		
Eメール		

※担当者とは、補助に関する事務を担当する者
 ※発行責任者とは、請求書の発行部門の責任者で、権限を有する者
 ※発行責任者及び担当者は同一人物でも可能です。
 ※内容確認のため、電話等により連絡させていただく場合があります。
 ※発行責任者をご記入いただいた場合、押印を省略できます。

記入例

(あて先) 八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住所
申請者 名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日

提出日を記載してください。

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金交付申請書兼実績報告書 兼補助金請求書

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金交付要領第4条の規定により、
補助金の交付申請及び請求をします。

1 2025年1月～12月八戸港くん蒸上屋利用実績

	輸出入	品目	利用日	くん蒸方法	使用室	回数	備考
1	輸出	玉ねぎ	〇/〇	青酸ガス	A	1	
2							
3							
合 計							

2 補助金申請（請求）額

使用回数 × 50,000円 =

3 振込先口座

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	〇〇支店
預金種別	普通・当座	口座番号	1234567
口座名義	(フリガナ) 〇〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		

※申請者と口座名義人が異なる場合には申請者の委任状を添付すること。

添付書類

- 船荷証券等の写し、くん蒸上屋使用許可書の写し、くん蒸上屋実施記録表の写し
- 貨物照会承諾書（別記第2号様式）
- その他会長が必要と認める書類

	担当者	発行責任者
社名		
担当部署		
担当者名		
電話番号		
Eメール		

※担当者とは、補助に関する事務を担当する者
※発行責任者とは、請求書の発行部門の責任者で、権限を有する者
※発行責任者及び担当者は同一人物でも可能です。
※内容確認のため、電話等により連絡させていただく場合があります。
※発行責任者をご記入いただいた場合、押印を省略できます。

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

貨物照会承諾書

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業について、補助要件等を確認するため、協議会が海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾します。

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（代表者氏名）様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金交付決定通知書
兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請及び実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり交付決定及び確定したので、交付要領第5条の規定により通知します。

記

1 交付決定補助金額 金 円

2 確定補助金額 金 円

3 振込予定日 令和 年 月 日（ ）

令和 年 月 日

（海運貨物取扱業者等関係者）様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

**令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金に係る取扱貨物量
の確認について（照会）**

令和7年度八戸港くん蒸上屋利用事業費補助金について、申請者からの申請
及び実績報告の内容を確認するため、交付要領第7条の規定により照会します。